公益社団法人 日本矯正歯科学会 認定医制度規則

第１章 総 則

第１条　本制度は、公益社団法人 日本矯正歯科学会（以下「学会」という）定款第４条の（6）に基づき、医療人として高い倫理観と矯正歯科領域における基本的な臨床技能と学問的知識の向上を奨励し、良質な医療を提供することで国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

第 2 条　学会は、前条の目的を達成するために、矯正歯科医療に関し、適切な学識、技術、経験を有する者を、学会矯正歯科認定医（以下「認定医」という）とし、学会内に認定医委員会（以下「委員会」という）を設けて制度の実施に必要な事業を行う。

第２章 認 定 医

第３条　委員会は、審査の上、本規則第１条その他本規則の定める水準に達している矯正歯科診療能力等を備え、認定医として適格であると判定した者を、理事会の承認を経て、認定する。

第 4 条　認定医は、矯正歯科領域における診断、治療および術後管理に関し基本的な医療技能と経験ならびに専門知識を有し、標準的な矯正歯科治療を提供する能力を有するものとする。

第５条　認定医は、さらに以下の資質を有するものとする。

（1）社会人としての良識、医療人としての高度な倫理観を兼ね備える。
（2）認定医として絶えず自己研鑽を積む。
（3）認定医を目指す歯科医師の育成を担う。
（4）矯正歯科医療について患者および社会に対して適切に情報提供を行う。
（5）矯正歯科医療の発展のために奉仕する。

第３章 認定医認定審査の申請

第６条　認定医認定審査を申請する者は、次の各号を満たす者に限られる。

（1）歯科医師免許を有する者。
（2）歯科医師免許取得後、引き続き５年以上学会の正会員である者。
（3）別に定める認定研修施設制度規則に基づく認定研修施設（以下「研修施設」という）における矯正歯科基本研修（以下「基本研修」という）修了の後、その期間を含めて、５年以上にわたり、矯正歯科臨床研修（以下「臨床研修」という）を修了した者。または、同等の学識、技術、経験を有すると判断される者。
（4）原則として研修施設に常勤している者。（常勤の定義は別に示す）

（5）学会の認めた刊行物に矯正歯科臨床に関連する筆頭論文を発表した者。
（6）学会倫理規程を遵守する者。
（7）厚生労働省「医療広告ガイドライン」および学会「医療広告ガイドライン」を遵守する者。

第 7 条　申請者は、別に定める申請料を添えて、所定の期限までに別に定める必要書類を学会に提出し、申請を行う。

第 8 条　学会は、前条の申請があった場合、委員会において申請資格審査、認定要件審査及びそれらの合否判定を行い、理事会の承認を得て、認定医資格認定の可否を決し、その結果を申請者に通知する。

2. 学会は、前条の申請者のうち、委員会の審査において認定医資格認定の合格判定があり、かつ、理事会の承認があった申請者について、認定医として認定する。

第 9 条　委員会は、申請者に対し、症例審査等による認定審査を実施し、臨床的技能と学問的知識の評価を行う。

2. 委員会は、審査のため、申請者ならびに申請者の勤務する医育施設もしくは医療施設の実地調査を行うことができる。

第 10 条　学会は、認定医と認定され、登録した者に認定医資格証を交付する。

第 4 章 認定医の更新認定審査

第 11 条　認定医の資格は 5 年ごとに更新しなければならない。

2. 認定医資格の更新を申請する者（以下「更新申請者」という。）は、別に定める更新申請料を添えて、所定の期限までに別に定める必要書類を学会に提出し、認定医資格の更新申請を行う。

第 12 条　学会は、前条の申請があった場合、委員会において次条の更新要件履行状況等を審査し認定医資格の更新について合否判定を行い、理事会の承認を得て、認定医資格の更新の可否を決し、その結果を更新申請者に通知する。

2. 学会は、委員会において次条の更新要件履行状況等を審査し認定医資格更新について合格判定があり、かつ、理事会の承認があった更新申請者について、認定医資格の更新を認める。

第 13 条　認定医資格更新には、認定医資格取得後（過去に同資格を更新している場合は、直近の更新後）5 年以内に、以下の各号の更新要件を全て充足しなければならない。ただし、第 3 回目以降の更新では第 1 号の充足のみで足りる。

（1）所定の専門領域研修の単位を獲得すること
（2）学会が認めた刊行物または学術集会において矯正歯科臨床に直接関係する報告をすること

第 14 条　委員会は、認定医資格更新審査のため、更新申請者ならびに更新申請者の勤務する医育施設もしくは医療施設の実地調査を行うことができる。

第 15 条　一般社団法人日本歯科専門医機構（以下「機構」という）の認める矯正歯科専門医（以下「専門医」という）資格を取得した認定医は、専門医の資格の取得又は更新をもって、当該取得時又は更新時に、認定医の更新も行ったものとみなす。

2. 学会の認めた臨床医（仮称）（以下「臨床医」という）の資格を取得し専門医の資格を取得していない認定医は、臨床医の資格の取得又は更新をもって、当該取得時又は更新時に、認定医の更新も行ったものとみなす。

第 16 条　学会は、更新が認められた者に認定医資格（更新）証を交付する。

第 5 章　認定医の資格・更新の取消し

第 17 条　学会は、認定医が次の各号の 1 つに該当するとき、委員会並びに学会理事会の決議を経て、その資格を取り消すことができる。

（1）申請料又は登録料を支払わなかったとき

（2）申請時の提出書類等に虚偽があったとき

（3）認定医資格認定時に認定医資格の申請資格又は認定要件を欠いていたとき

2. 前項により認定医の資格が取り消された場合、認定医の資格は、初めから認定されていなかったものとみなす。

3. 委員会が本条の調査のため資料等提出その他協力を求めた場合、認定医はこれに応じなければならない。

第 18 条　学会は、認定医が次の各号の 1 つに該当するとき、委員会並びに学会理事会の決議を経て、その更新を取り消すことができる。

（1）更新申請料を支払わなかったとき

（2）更新時の提出書類等に虚偽があったとき

（3）認定医資格更新時に認定医資格の更新要件を欠いていたとき

2. 前項により認定医の資格更新が取り消された場合、認定医の資格は、前項の取消事由にかかる更新の初めから更新されていなかったものとみなす。

3. 委員会が本条の調査のため資料等提出その他協力を求めた場合、認定医はこれに応じなければならない。

第 6 章 認定医の登録資格喪失と回復

第 19 条　学会は、認定医が次の各号の 1 つに該当するとき、委員会並びに学会理事会の決議を経て、その登録資格を喪失させることができる。

（1）本人が資格の辞退を申し出たとき

（2）学会の正会員の資格を失ったとき

（3）認定医の更新を行わなかったとき

（4）学会倫理規程に抵触する行為を働いたとき

（5）厚生労働省「医療広告ガイドライン」および学会「医療広告ガイドライン」に抵

触する行為をしたとき

（6）認定医として不適格と認められるとき

2. 委員会が本条の調査のため資料等提出その他協力を求めた場合、認定医はこれに応じなければならない。

第 20 条　前条により認定医の登録資格を喪失した者は、その事由が解消したときは、その旨及び資格の回復を書面で委員会に申し出ることができる。

2. 学会は、前項の申し出があった場合、委員会において、資格喪失事由が解消されたと認められ、かつ資格回復が相当である旨の決議があり、学会理事会の承認があった場合には、認定医の資格を回復することができる。

第 7 章 認定医委員会

第 21 条　委員会は、認定医の資格審査、認定医試験の実施、その他本制度の運営のために必要な業務を行う。

第 22 条　委員会は本規則第 1 条の目的達成に必要な諸事項について審議する。

第 23 条　委員会委員（以下「委員」という）は、研修指導医の資格を有する者を原則とし、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

第 24 条　委員会には委員長及び副委員長各 1 名をおく。

2. 委員会は委員の互選により委員長、副委員長を選出する。

3. 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときの職務を代行する。

第 25 条　委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、3 期を超えて連続して委員になることはできない。

2. 委員に欠員が生じ、任期途中で補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 26 条　委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立し、審査又は決議については出席委員の過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる委員会の審査又は決議は、出席委員の 3 分の 2 以上をもって決する。

（1）認定医資格の申請又は更新に対する合否の判定

（2）認定医の資格若しくは資格更新の取消し、認定医資格の喪失又は回復

（3）本規則の変更又は廃止

第 27 条　委員会は審査の実務のために審査委員を委嘱することができる。

2. 審査委員の任期は、本規則第 25 条に定める委員の任期を準用する。

第 28 条　委員会は、必要と認めたとき、委員以外の者の出席を求めることができる。

第 8 章 補 則

第 29 条　委員会の決定に関し異議のある者は、理事長に申し立てを行うことができる。

第 30 条　本規則の必要な事項は、別に定める。
第 31 条　本規則を変更し、又は廃止しようとするときは、委員会、理事会の決議を要する。

附 則

1. 本規則第 6 条の学会会員期間は、日本矯正歯科学会における本規則施行以前のものについても適用する。
2. 本規則第 6 条の基本研修と矯正臨床研修は、本規則施行以前の日本矯正歯科学会認定医制度における所定の修練および相当の矯正歯科臨床経験も適用する。
3. 本規則第 19 条(2)の専従期間は、本規則施行以前のものについても適用する。
4. 本学会会員が本規則制定以前に取得した日本矯正歯科学会終身認定医の資格は、本学会終身認定医として継続する。ただし終身認定医が認定医資格を更新、もしくは専門医資格を取得した場合には、終身認定医の資格は消失することとする。
5. 本規則制定以前の日本矯正歯科学会の研修施設は、本規則施行後 1 年間、本学会の研修施設とする。
6. 本規則は、平成 19 年 9 月 19 日に制定し、同日から施行する。
7. 本規則は、平成 20 年 9 月 16 日に改正し、同日から施行する。
8. 本規則は、平成 22 年 3 月 2 日に改正し、同日から施行する。
9. 本規則は、平成 23 年 10 月 17 日に改正し、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。
10. 本規則は、平成 24 年 9 月 26 日に改正し、同日から施行する。
11. 本規則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行する。
12. 本規則は、平成 28 年 2 月 2 日改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
13. 本規則は、平成 28 年 11 月 8 日改正し、同日から施行する。
14. 本規則は、令和元年 11 月 20 日に改正し、同日から施行する。
15. 本規則は、令和 7 年 2 月 27 日に改定し、同日から施行する。ただし、令和元年 11 月 20 日施行の本規則第 3 章、第 4 章（ただし、第 22 条第 2 項を除く。）、第 6 章及び第 24 条、第 27 条ないし第 32 条、第 34 条ないし第 36 条の規定については、令和 10（2028）年 3 月末日まではなおその効力を有する。また、令和元年 11 月 20 日施行の本規則第 8 条第 2 項については、「学会の認めた指導医（以下「指導医」という）の資格を取得し専門医、臨床医の資格を取得していない認定医は、指導医の資格の取得又は更新をもって、当該取得時又は更新時に、認定医の更新も行ったものとみなす。」と変更の上で、令和 10 年（2028）3 月末日まで効力を生ずるものとする。また、令和元年 11 月 20 日施行の本規則第 22 条第 2 項については、「⑴学会の認めた臨床医の資格を取得し専門医の資格を取得していない指導医は、臨床医の資格の取得又は更新をもって、当該取得時又は更新時に、指導医の資格も更新したものとみなす。⑵一般社団法人日本歯科専門医機構（以下「機構」という）の認める矯正歯科専門医（以下「専

門医」という）の資格を取得した指導医は、専門医の資格の取得又は更新をもって、当該取得時又は更新時に、指導医の資格の更新も行ったものとみなす。」と変更の上で、令和 10 年（2028）3 月末日まで効力を生ずるものとする。